

東京高裁・組合掲示物撤去を不当労働行為と認定！ 高裁判決に基づき直ちに謝罪し、 すべての職場に謝罪文掲出を求め申し入れ！

本部は、9月29日東京高等裁判所が、不当労働行為救済命令一部取消請求控訴事件で、組合掲示物の撤去が不当労働行為と認定されたことを受けて、会社に対し、10月2日付で謝罪するよう申し入れると共に、謝罪文の手交、掲出を申し入れました。

組合掲示物の不当撤去に関して、これまでも労働委員会、裁判所が正当な組合活動への支配介入であるとする判断を下していますが、今回あらためて不当労働行為を繰り返してはならない旨の判断が下されたことに関して、会社は真摯に受け止め、社会的責任を果たす意味でも謝罪の意思を表明すべきです。

1. 東京高等裁判所の決定を真摯に受け止め、東京地方裁判所が認定した中央労働委員会命令を速やかに履行すると共に、中央本部及び、当該地本・分会に謝罪し全ての職場に謝罪文を掲出すること。
2. 企業としての社会的責任と反省の上に立ち、上告は止めること。

掲示物不当撤去に対し裁判所の判断は……
撤去要件に該当しない！正当な組合活動への支配介入！